

○日高市障害者地域総合支援協議会設置要綱

平成25年 8 月 8 日告示第161号

改正

平成28年 3 月30日告示第73号

平成31年 3 月13日告示第40号

令和 3 年10月27日告示第233号

日高市障害者地域総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制づくりに関し、関係機関等と連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、日高市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関すること。
- (6) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者本人又はその家族
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関の代表者
- (6) 民間企業の代表者
- (7) 障害者関係団体の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

3 協議会に専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 専門部会の委員は、専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

- 2 専門部会は、協議会から委任された事項について処理する。
- 3 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉子ども部障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年8月8日から施行する。
- 2 この要綱の規定により、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月30日告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第40号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月27日告示第233号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。